

i.Dareについて

令和2年2月25日
土佐町教育委員会事務局

<https://bit.ly/2T5T9Xe>



ご説明の前に

まず、必要な説明が不足していたこと、進め方が拙速であったこと、それによって学校や保護者の皆さん、そして地域の方々に混乱を招いてしまったことには、改めて陳謝させて頂きたい。

経済産業省「未来の教室」事業とは？

- これから必要とされる人材を、公教育・民間教育・産業界が一体となって作っていくための取り組み
- 決して既存の公教育を否定しているわけではなく、EdTech含めた民間の力“も”借りて、それを成し遂げようという事業

i.Dareは、この「未来の教室」の実証事業の1つとして採択を受けたもので、不登校児童生徒の**新しい受け皿の形を模索**する実証事業

NHK・LINEが実施した調査では、**推計44万人（全体の5%）が潜在不登校**が存在するとも言われており、これを既存の公教育で対応し続けることは不可能

当然のことながら**子供に我慢を強いらせるべきではないし、学校に全てを押し付けるべきでもない**ため、何らかの新たな受け皿が必要な状況

不登校児童生徒の受け皿を作り、そこで十分な水準の教育を受けることができるようにすることは、**教育機会確保法**（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）でも求められていること

都会であれば、受け皿の選択肢となるフリースクール等も存在するが、地方ではそうもいかないため、解決策となる新しいモデルとして「**公民連携した教育支援センター**」を土佐町で実証しようとしたのが**i.Dare**

本来的には、実証を経て、次年度以降、土佐町の教育支援センターとして実施できれば理想的ではあったが、このような混乱を招いてしまったため、そもそも**“土佐町の教育支援センター”がどうあるべきか、ゼロベースで議論をし直す**

本山町から通っている児童生徒を含めた11人は**潜在的な不登校**であり、これを無理矢理学校に戻すべきという声もあるが、対応には**慎重な議論が必要**と考える

i.Dareは元々、土佐町発で全国への展開も視野に入れて開発をはじめたモデル。

(たとえ土佐町の教育センター事業には位置づけられなくとも) “民間のフリースクールの新しいモデル”として継続的に中身を磨き、各地に広がるならば、全国の不登校児童生徒にとっての新しい学びの機会を生み出す意義がある。

このため、**経産省としては**、現在通っている児童の学習機会の継続も考慮し、i.Dareについて次年度以降も**“民間のフリースクールの新しいモデル創出”**という形で、**引き続き実証を継続可能**な構え。

土佐町としては、学校へ通うことに課題を抱えている子どもたちの状況をしっかり把握し、**関係者と連携・協働して、子どもたちみんなが安心して過ごせる環境づくり**を進めていきたい。

特集

1月7日 からふる特集 「学校外での多様な学びを！土佐町の新たな取り組み」

🕒 投稿日：2020年1月8日



2020年1月8日



i.Dareのご案内



i.Dare (アイデア) *は学校ではないもう一つの学習環境です

日本の全ての子どもは教育を受ける権利、学習権があります。教育は学校で受けるか、学校ではない場所で受けるかをひとりひとりが選択できます。

学校で学べることと、学校ではない場所で学べることは違います。どちらを学びたいですか？ 学校での学びも学校外での学びも、学習指導要領に準拠した「生きる力」を育むものです。それをどのような場所で、どのように学ぶかをひとりひとりが選択できます。

i.Dareは学校が少ししんどいというひとの選択肢でもあります。気軽に相談してください。

i.Dare問い合わせ先: NPO法人SOMA 0887-72-9307

i.Dare参加への流れ

1. 土佐町教育委員会に連絡 (0887-82-0483)
2. 当該児童・保護者とi.Dareの職員が面接
3. 参加の可否の判断

i.Dareの特徴

3-15歳の
年齢縦断型

ひとりひとりの
発達段階
を的確に把握

自己対話と
自己認識を促す
アート

発達段階に
合わせた
体育

自他認識の多様化
トリリンガル
環境

アントレ
プレナーシップ

i.Dareは学校がある平日8:30～15:30で開きます。
朝はその日にそれぞれ何をするかを決めます。
お昼ご飯はみんなで作って、みんなで食べます。
午後は再び自分の決めたことをやります、学びます、考えます。
時々、講師が来て、特別な活動をしします。

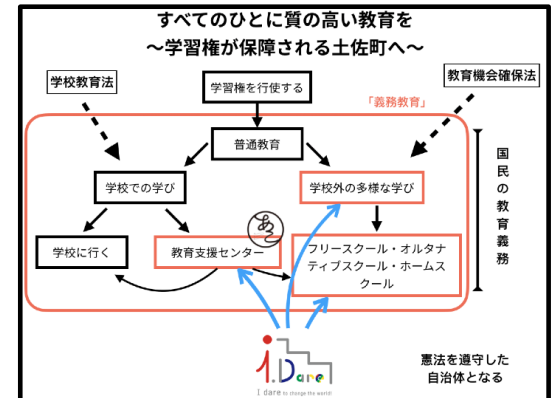
学校とi.Dareはなにが違う？

	学校	i.Dare
学習内容	学習指導要領準拠	
教科書	あり	なし
学習スタイル	みんなと同じペース	ひとりひとりに最適化
学年	学年ごと	学年縦断型
時間割	決められている	自分で作る
行事	学校行事	企画段階から児童が行う
食事	給食	給食(児童の調理実習あり、化学調味)
部活動	あり	児童の企画・計画による
卒業	どちらに通っても土佐町小中学校を卒業	

i.DareはNPO法人SOMAが運営する幼小中統合型個別最適・自立学習環境です。NPO法人SOMAに関しては法人ウェブサイトをご覧ください。



(参考資料) i.Dareが目指すもの
すべてのひとに質の高い教育を
～学習権が保障される土佐町へ～



*i.Dareは教育支援センター機能を持つプログラムです(教育支援センターは文部科学省が各自治体に設置を推奨する学校ではない場所で教育を受ける権利を保障する機関です)

**SOMAは経済産業省「未来の教室」実証事業者に採択された団体で、i.Dareはその実証事業にあたります。

協力: 土佐町教育委員会

ご指摘いただいている問題点と本日の説明内容

- 1. i.Dareの取組について、
関係者への事前の説明が不十分だった**
- 2. 2学期まで学校に通えていた児童が、
1月から学校へ行かずにi.Dareに行っている**
- 3. 学校でもi.Dareでも、子どもが自由に選べるなんて
おかしい**

ご指摘いただいている問題点と本日の説明内容

1. i.Dareの取組について、
関係者への事前の説明が不十分だった
▶▶ i.Dareの取組と教育支援センターについて
2. 2学期まで学校に通えていた児童が、
1月から学校へ行かずにi.Dareに行っている
▶▶ 不登校について
3. 学校でもi.Dareでも、子どもが自由に選べるなんて
おかしい
▶▶ 義務教育、就学義務、教育機会確保法について

i.Dareの取組と 教育支援センターについて

i.DareはNPO法人SOMAが取り組む 令和元年度の経済産業省の実証事業

令和2年3月まで

公募期間：令和元年7月16日～7月30日

採択決定：令和元年9月24日

未来の教室で学ぼう！
LEARNING INNOVATION

未来の教室
ってなに？



「未来の教室 ～learning innovation～」は「未来の教室」の実証プロジェクト群の進捗状況や、学校・学習塾・個人学習で使える国内・世界のEdTechの最新動向等を広く情報発信するためのポータルサイトです



「未来の教室」
実証事業

「未来の教室」実証事業で採択された事例をご紹介します



EdTechサービス
さがす

日本国内で利用できる多種多様なEdTechサービスを集めたデータベースです



EdTechサービス
導入事例

EdTechサービスの中から実際に導入された事例をご紹介します



お知らせ・
関連ニュース

「未来の教室」に関する最新ニュースはこちらからご覧ください

なぜ経済産業省が教育事業を？

1. 子ども達には、予測困難な未来社会で「何らかの価値」を生みだす力の育成が必要だから。

文部科学省

経済産業省

2. 公教育・学校外教育・産業人材育成は、今後一層、融合・協力すべきだから。

※経済産業省は、塾などの「学習支援業」も所管している



未来の教室

これから必要とされる人材を、公教育・民間教育・
産業界が一体となって作っていくための取組

決して既存の公教育を否定しているわけではなく、
EdTech含めた民間の力”も”借りて、それを成し遂
げようという事業

その未来の教室に応募して採択されたのが



幼小中統合型 個別最適・自立学習環境

i.Dare (アイデア)

事業主体：NPO法人SOMA

1. 公募テーマと採択事業者について

①学校教育での「個別最適化・到達度主義の学び」を可能にする教育サービスの実証

- 株式会社スプリックス

②将来的に公認可能な「学校外教育サービス（オルタナティブ教育）」の実証

- 株式会社城南進学研究社
- NPO法人SOMA

③新しい「部活動・放課後サービス」の実証

- 住友商事株式会社

④新しい「教職員向け研修サービス」の実証

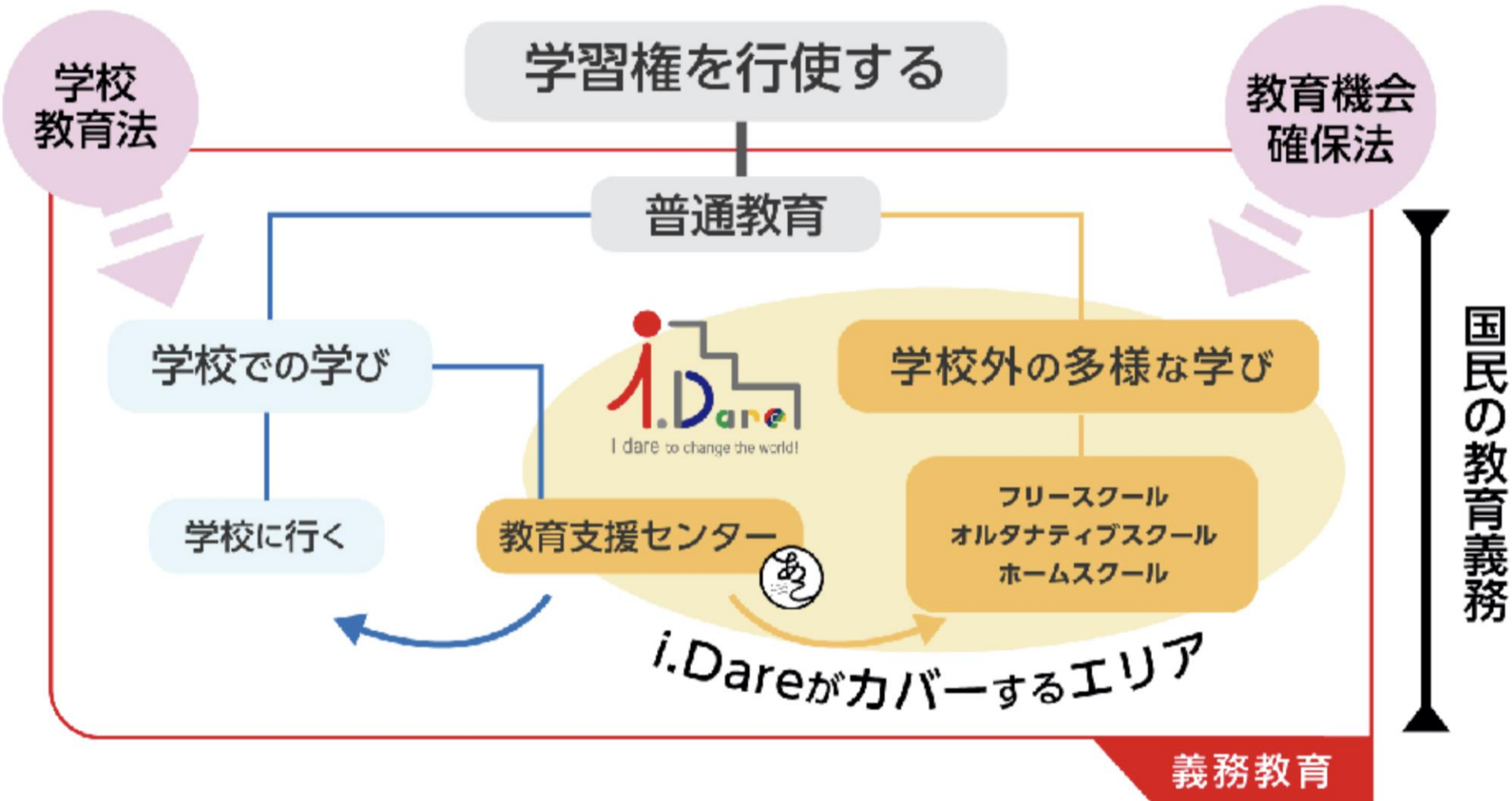
- 一般財団法人活育教育財団
- 株式会社 教育と探求社
- タクトピア株式会社
- 株式会社Barbara Pool
- 株式会社ベネッセコーポレーション
- 株式会社Ridilover

将来的に公認可能な「学校外教育サービス (オルタナティブ教育)」の実証とは

- 学校という「場」や「手法」に囚われない、しかし 将来的に教育委員会等においても公認される可能性のある学び (=出席・単位認定可能な学び) を目指す提案であること。
- たとえば、オルタナティブスクール・教育産業・高等教育機関等による、発達に特徴のある子ども達や、異才をもつ子ども達 (いわゆるギフテッド) にふさわしい学びの環境整備等を想定している。

i.Dareが目指すもの

すべてのひとに質の高い教育を～学習権が保障される土佐町へ～



実証開始までの経過

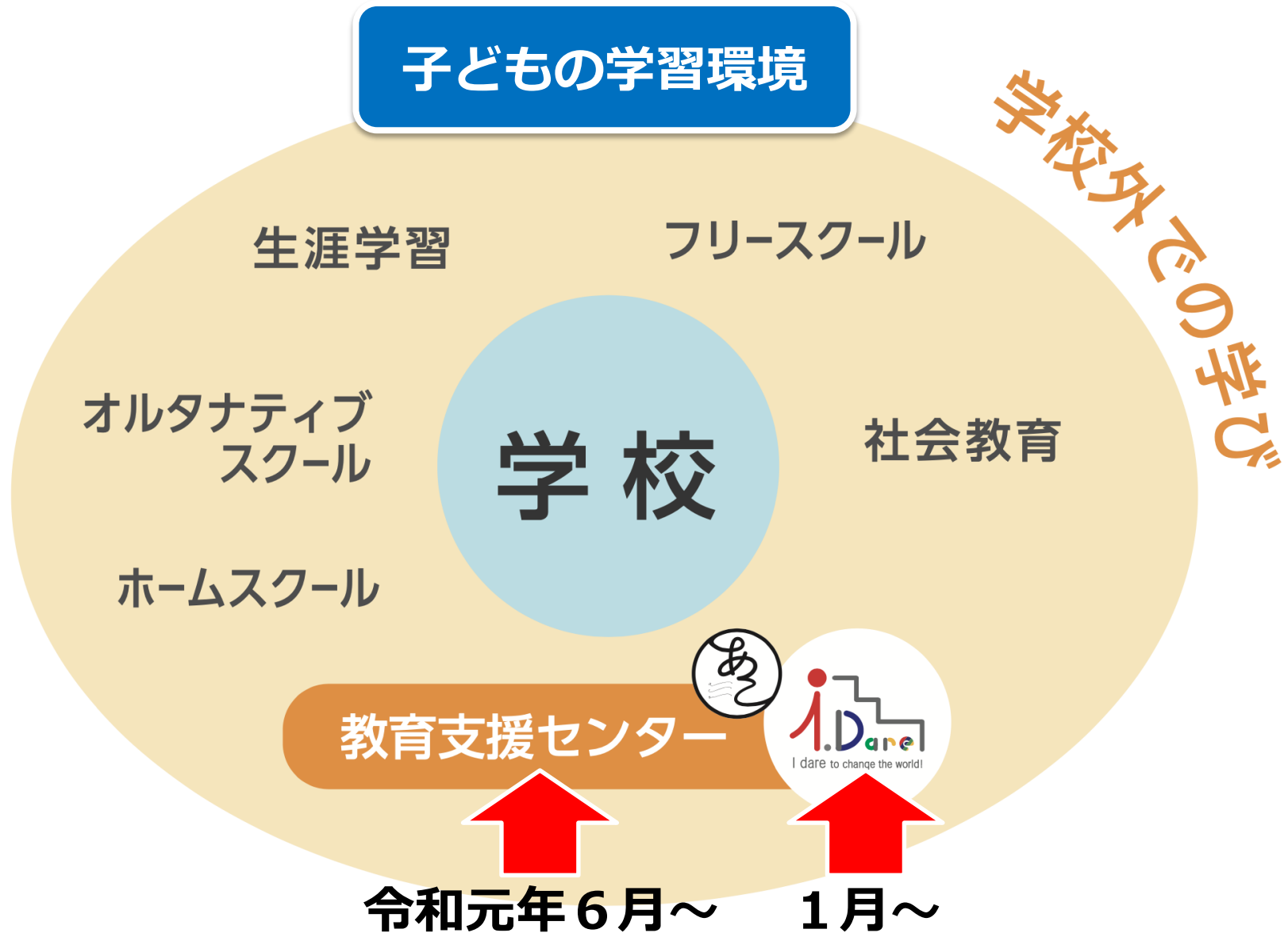
- **9/24 採択決定**
- **10/10、11/11～13頃、12/13 学校長への説明**
- **10/13,20、11/16,17、12/26～29 体験イベント**
※体験イベント告知チラシはすべて学校経由で配布
- **12/25 全教員向け説明会**
- **1/7 テレビ高知 i.Dare特集報道**
<https://www.kutv.co.jp/colorful/colorful-123216/>
- **1/8 i.Dareの案内チラシを学校経由で配布**
- **1/14 i.Dare開始**

土佐町教育委員会の関わり

教育委員会がNPO法人SOMAの実証事業に協力する理由

- 土佐町小中学校に在籍する児童を対象とした取組である
- i.Dareの取組を進めるためには学校の協力が不可欠で、学校との連携・調整役が必要である
- 不登校対策（教育支援センター）も含む取組である
- i.Dareは教育支援センターの学習内容充実や制度設計にも繋がる取組である

i.Dareの位置付け



教育支援センターとは

- 令和元年度から土佐町が取り組む不登校対策事業
(平成30年度には土佐町が文科省から「いじめ対策・不登校支援等推進事業」の委託を受け試験的に実施した)
- 様々な理由で学校に行けない、行きづらい児童生徒のための 自宅・学校外の学びの場（居場所）づくり
- 公募型プロポーザルを経て、令和元年6月よりNPO法人SOMAへ委託
 - ・ 平日の日中、スタッフ1名体制
 - ・ 「あこ」での自習、学習支援、相談対応など
 - ・ 不登校児童生徒の利用者2名、ほか保護者等相談

教育支援センターの課題

居場所ができて、不登校児童の足が向かない。
児童が「行ってみよう」、保護者や学校も「行かせてみよう」と思える環境づくりが必要。

この実証事業(i.Dare)は、教育支援センターでの
学習や活動内容を充実させることで、不登校児童が
行ってみようと思える環境を作る試みでもあり、
教育委員会としても協力する意義がある。

i.Dareの実施状況

i.Dareの実施状況

- 1月14日より、平日の日中（8:30～15:30）毎日実施
- 場所：あこ、改善センター、ころろ広場、町民体育館 等
- 参加児童：小学生11名（土佐町：7名 本山町：4名）



ほとんど通学できていなかった児童	1名
休みがちだった児童	1名
通学できていた児童	5名

ご指摘いただいている問題点と本日の説明内容

1. i.Dareの取組について、
関係者への事前の説明が不十分だった
▶▶ i.Dareの取組と教育支援センターについて
2. 2学期まで学校に通えていた児童が、
1月から学校へ行かずにi.Dareに行っている
▶▶ **不登校について**
3. 学校でもi.Dareでも、子どもが自由に選べるなんて
おかしい
▶▶ 義務教育、就学義務、教育機会確保法について

不登校の定義・不登校生徒数

- 文部科学省の調査では、「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義している。

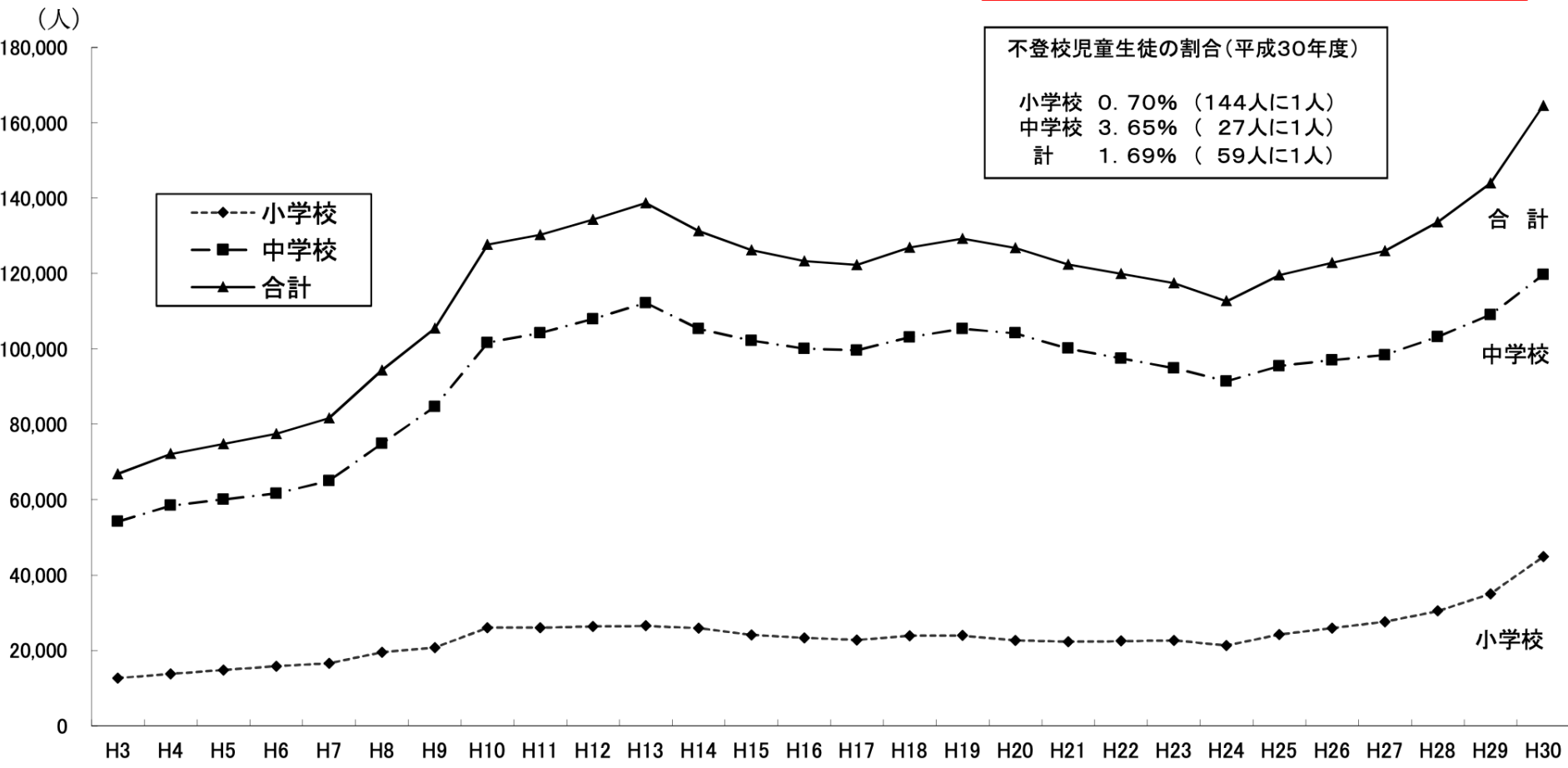
学校	生徒数	不登校生徒数	前年度比
小学校	6,451,187人	44,841人 (0.7%)	+28.0%
中学校	3,279,186人	119,687人 (3.6%)	+9.8%
合計	9,730,373人	164,528人 (1.7%)	

不登校児童生徒の推移

約30年で2.5倍に増加

不登校児童生徒の割合(平成30年度)

小学校	0.70%	(144人に1人)
中学校	3.65%	(27人に1人)
計	1.69%	(59人に1人)



隠れ不登校

- 2018年12月 日本財団インターネット調査（中学生6,500人）
不登校傾向（隠れ不登校） **10.2%** ※一週間以上連続欠席、別室登校、遅刻・早退・授業拒否、毎日行きたくないと思う
- 2019年5月 NHK LINE調査（中学生18,000人）
隠れ不登校（部分登校） **14.3%** ※保健室などの別室登校
隠れ不登校（仮面登校） **9.3%** ※学校へ行きたくないとほぼ毎日考えている

学校	生徒数	不登校生徒数	隠れ不登校
小学校	6,451,187人	44,841人 (0.7%)	
中学校	3,279,186人	119,687人 (3.6%)	33~74万人 (10.2~23.6%)
合計	9,730,373人	164,528人 (1.7%)	

不登校の要因

本人に起因する要因

1. 「学校における人間関係」に課題を抱えている
2. 「あそび・非行」の傾向がある
3. 「無気力」の傾向がある
4. 「不安」の傾向がある
5. 「その他」

学校生活に起因する要因

1. いじめ
2. いじめを除く友人関係をめぐる問題
3. 教職員との関係をめぐる問題
4. 学業の不振
5. 進路に係る不安
6. クラブ活動・部活動等への不応
7. 学校のきまり等をめぐる問題
8. 入学・転編入学・進級時の不応

家庭生活に起因する要因

不登校の要因

● 不登校の要因

文科省2018年度調査と2019年5月 NHK LINE調査※の比較

※2018年度に「不登校」もしくは「不登校傾向」があった中学生1968人

不登校の要因	文科省	NHK
家庭に係る状況	30.9%	21%
学業の不振等	24.0%	36%
教職員との関係をめぐる問題	2.5%	23%
学校の決まり等をめぐる問題	3.4%	21%
いじめ	0.6%	21%

いずれも複数回答

不登校かどうかの判断について

- “病気や経済的理由以外で年間30日以上欠席”という不登校の定義は、文科省が調査をする上で便宜上使われているものに過ぎない。
- 不登校児童は年々増えており、高知も例外ではない。その上、学校も保護者も気づいていない**隠れ不登校**は不登校の数より多い可能性が高い。
- “休みがちである”“通学できている”という目に見える事実だけで不登校かどうかを判断することは難しい。**児童のホンネと周りの見立てが異なる場合もある。**
- 不登校かどうかの判断は、児童の内面と学校・家庭での状態を把握した上で、一人ひとり慎重に判断する必要がある。

i.Dareに通う児童・保護者の声（事前面談時等）

児童

- 先生に叱られたり、きびしいのがすごく嫌だった
- なぜできないことですごく怒られなければいけないのかわからなかった。
- 理由とか目的がないのにやらされることがたくさんある。それをやらないとすごく怒られる。その時も、理由を教えてください。
- 学校の学習は、先生が主導でやらされる。自分たちでできることも先生がやっちゃってつまらない。
- 先生に大きな声で叱られるのが嫌。
- 精いっぱいやっているのに「なんでできないの!」「ちゃんとやりなさい!」と怒られる。
- 授業の意味がわからなかった。
- めあてがなぜめあてなのかの理由を教えてください。
- つまらない。
- なんで宿題をやらなければいけないのかわからない。
- 授業が楽しくない
- 宿題があると親が怖くなる・イライラする
- 理由があって喧嘩しているのに、仲良くしろと言われる。先生達だって仲よくないくせに。

保護者

- こどもが学校に行きたがらず、欠席日数が多かった
- こどもが学校に行くときの足取りが重く表情が暗く、すごく心配していた
- 学校生活でのトラブル（忘れ物・お友達との喧嘩・授業への取り組み）が多く、こどもがのびのびと学ぶための環境がないかと悩んでいた
- 宿題に追われるこどもを見て、時には叱ってしまうのが嫌だ。
- 授業で学んだことを理解していないこと、納得していないことが多く学習に不安があった
- 言語能力の伸びが芳しくないことが気になっていた
- 学校でその日何をやったかを聞いてもほとんど答えなく、学校生活がつらいのじゃないかと心配していた
- 毎日学校から帰ってくるとぐったりして、学校について話すことがまったくなかった
- 毎日、すごくつまらなそうで、嫌そうだった。
- 学校の学習についていくのに難しさがああり、学校に行くことを拒否していた。
- 泣きながら宿題をやっているこどもを見て。

不登校かどうかの判断について

- 現在の7名については、保護者とSOMA、教育委員会だけで受入を判断してしまったことも、学校の混乱を招いた大きな要因の一つである。
- 1/23付で土佐町教育支援センター事業運営要綱を制定し、受入にあたっては保護者・学校・教委の3者の合意を必要とする手続きを定めた。

(手続きの流れ) 保護者 ⇒ 学校 ⇒ 教育委員会

i.Dareへ通うための手続き

i.Dareを土佐町教育支援センターと位置付けた場合

保護者が土佐町教育委員会に連絡（0887-82-0483）



児童・保護者とi.Dareの職員が面談



保護者が児童の在籍する学校へ申込



学校長が土佐町教育委員会へ申請



土佐町教育委員会が承認

学校の出欠や成績（評価）について

i.Dareを土佐町教育支援センターと位置付けた場合

- 出欠について

出席簿は欠席、指導要録上は出席扱い

※土佐町小中学校のみ

令和2年1月23日公布 土佐町教育支援センター事業運営要綱 第8条

- 成績（評価について）

**i.Dareでの学習・活動内容を踏まえて、
評価可能な点は指導要録に記載予定**

i.Dareの学習形態

- 異なる学年の児童と一緒に活動する
- タブレットを使った教材学習※はあるが、教科書を使った講義型の学習は行っていない
※Qubena(キュビナ)

i.Dareの1日

i.Dareは学校がある平日8:30~15:30、あこで開きます。
毎日、ひとりひとりの状態や興味・関心にあった活動を行います。
集団活動として、お昼ご飯はみんなで作って、みんなで食べます。
個別最適化された学習や活動をとおして、さまざまな環境に順応できる心と体を育みます。



i.Dareの特徴

6-15歳の
年齢縦断型

ひとりひとりの
発達段階に合わせた
個別最適化
プログラム

自己対話と
自己認識を促す
アート

発達段階に
合わせた
体育

自他認識の多様化
多言語
環境
(日本語・英語・中国語など)

アントレ
プレナーシップ

i.Dareの1日

- **8:30~9:00** チェックイン、ひとりひとりがその日に何をやるか決める
- **9:00~10:45** グループでワークをしたり、ソロで没頭したり、様々
- **10:45~11:00** 午前のまとめ・振り返り、給食室（改善センター）への移動
- **11:00~12:00** 給食室で調理。子どもたちが役割分担をして昼食を作る
- **12:00~12:45** ランチタイム・片づけ
- **12:45~13:00** あこに移動
- **13:00~13:30** 英語のストーリータイム
- **13:30~15:00** グループでワークをしたり、ソロで没頭したり、様々
- **15:00~15:30** チェックアウト

SOMAのスタッフ3~4名で運営。加えて、専門講師を招いての学習・体験活動等

i.Dareに対する保護者等の反応

事前の説明不足に対する批判に加え、チラシや実施内容等で多くの誤解と混乱を招いている

保護者

- 子どもが学校が嫌だからと言って、学校へ行かなくてもいいというのは如何なものか
- 不登校ではない子まで自由に選択できるのは反対
- 友達に誘われて子どもがi.Dareに行きたいと言い出し、i.Dareのこともよくわからず困惑している
- 子どもには「学校」へ行ってもらいたい

教員

- 不登校児童が行くものと思っていたが、そうでない児童までi.Dareに行くことになり困惑している
- 不登校ではない子まで自由に選択できるのは反対
- 長期間i.Dareに通った児童が学校に戻った時、学業の遅れを補うため、教員の負担が増えることが明らかで不安
- 教科ごとの学業の遅れや進路選択上不利益を被る可能性がある

住民

- 事前の関係者への説明が不十分
- 子どもの教育の場は学校であり、それを否定する取組だ。それを行政（教委）が推進するとは何事か
- 不登校ではない子まで自由に選択できるのは反対

反対意見が多い一方で

不登校児童等（長期欠席、学習障害等）に限った対策としては大半が賛同

i.Dareに通う児童の変化（保護者の声）①

こどもがアイデアが好きなようです。

学校に行っていたときは、その日何をやったのかどんな感じだったかを聞いても言葉少なでしたが、アイデアのことは（聞けば）学校の時よりは、良く答えてくれます。特に皆で作る給食やスタッフのことなど。

またアイデアがきっかけかどうか判断が難しいのですが、兄弟姉妹の面倒見が良くなった気がします。

以前より少しだけ辛抱強くもなっているみたいです。

スタッフの皆様には引き続きアイデアにて●●を見守っていただければと思います。

気になるところは、学校に行く同級生と会いたがらないこと。彼らの姿を見つけると隠れたがります。私がこどもの同級生に会うと「いつ学校に帰ってくるが？」と聞かれることがあります。

ゆくゆくは、学校に行く子どもとアイデアに行く子どもで、何かイベントができれば素敵だなと感じます。

i.Dareに通う児童の変化（保護者の声）②

i.Dareに行くのを毎日楽しみにしています。

何をしたのか話してくれるようになりました。

体験した事、学んだ事を自慢してくれる事があります。（学校に通っていた頃は、授業で学んだ事が腹に落ちておらず、それが原因で言語化出来ていない印象だったが、アイデアに行き始めてからは、納得感を伴った学びが出来ている印象を受けています。）

まだほんの少しですが、以前より思考が論理的になってきて、特にwhyが言語化出来るようになってきた印象を受けています。

i.Dareに通う児童の変化（保護者の声）③

●●は、毎日が楽しく、明るくなってきています。●年生までは小学校に通っていましたが、その頃は、毎日、帰ってくるとぐったりと疲れたような感じでした。学校で何があったかというの、自分から話すようなことは、ありませんでした。

しかし今は、自分から、今日アイデアで何があったかを楽しそうに話してきます。自宅学習をしていた頃と比べても、楽しそうな雰囲気です。生き生き度を、現在のアイデアが10としたら、自宅学習の時は8、小学校の時は2、というイメージです。

●●は、●●ほどの変化はありません。自宅学習の時と、そんなに変わっていないと思います。小学校は●年生の●学期ぐらいまでしか行っていませんが、その頃は、もちろん、つまらなそうで、嫌そうでした。その後、自宅学習になってからは、そこそこ楽しそうに毎日を過ごしています。

ここ半年ぐらいは（アイデアに行く前からですが）自分で家事等のいろいろな仕事ができるようになってきていたので、（薪ボイラーで湯を沸かすとか）、そこが自信になり、楽しそうでした。アイデアでも、いろいろな仕事ができることが、楽しいようです。

i.Dareに通う児童の変化（保護者の声）④

学校へ行こうとする足取りは重く表情も暗かった（二学期の欠席日数は●●日）

アイデアに行きだしてから積極的に行動するため、こちらの促しが必要なくなった

自分の意見をストレートに伝えてくれる機会が増えた

みんなの中での役割を意識するようになったのか、家の手伝いに関しても以前より関わりが増えた

意見が割れた時などに、本人から調整をはかろうとする言動がでてきて家庭内のコミュニケーションが楽になった

家の中でその日の出来事をシェアしてくれるようになった。持ち帰った創作物を真っ先に見せてくれ、作り方を再現してくれたり家族内でも会話が増えた

i.Dareに通う児童の変化（保護者の声）⑥

こどもは学校でも忘れ物・お友達との喧嘩・授業への取り組みなどトラブルが多く、私自身すぐこどもがのびのびと学ぶにはどうしたらいいだろう？と悩んでいました。小さな町には学ぶ場は1つの小学校。どうしても周りの子と比べられて評価される。

親としてテストで満点とって欲しいとかそんな事は思った事はありません。夢・希望を持って育てて欲しい。人として周りの人を大切にのびのびと学んで自分自身を育ててほしい。

親があれした？これした？宿題は？学校のルールに従って親がやらず事は意味があるのか？本人の意欲がなければただやってるだけ。やらされてるだけ。大人だって意欲や興味がない事は頭に入りませんよね？やりませんよね？大人だから許される。それは違いますよね？

勉強しなくていいという訳ではなく、生きていく上で勉強はとても大切な事です。

そんな中でアイデアという学びの場が出来ると聞いて凄く興味を持ちました。親の意思ではなく子供が学びの場を選ぶ。●●も体験を通してアイデアの魅力を自分なりに感じてた部分があったようで「僕アイデアへ行きたい!!」と。

●●、お友達と離れる事に不安がるかな？と心配しましたが、毎朝元気に行ってきまーす!! と家を出る●●を見て不安な気持ちは吹き飛びました。

通い出して3日目。ママお料理手伝うね!! と今までやらなかった事を率先してするように。

自分の水筒を何も言わず自分で洗っているのを見た時にはびっくりしました。

空き容器を細工して●●に玩具を作ってくれたり、●●なりに新しい学びの場で、学びの楽しさを見つけてるのかな？と思う日々です！

何より、「今日は〇〇をするからママこれある？」と1日の目的を朝持ってるという事。これって凄く大切な事だと思うんです。

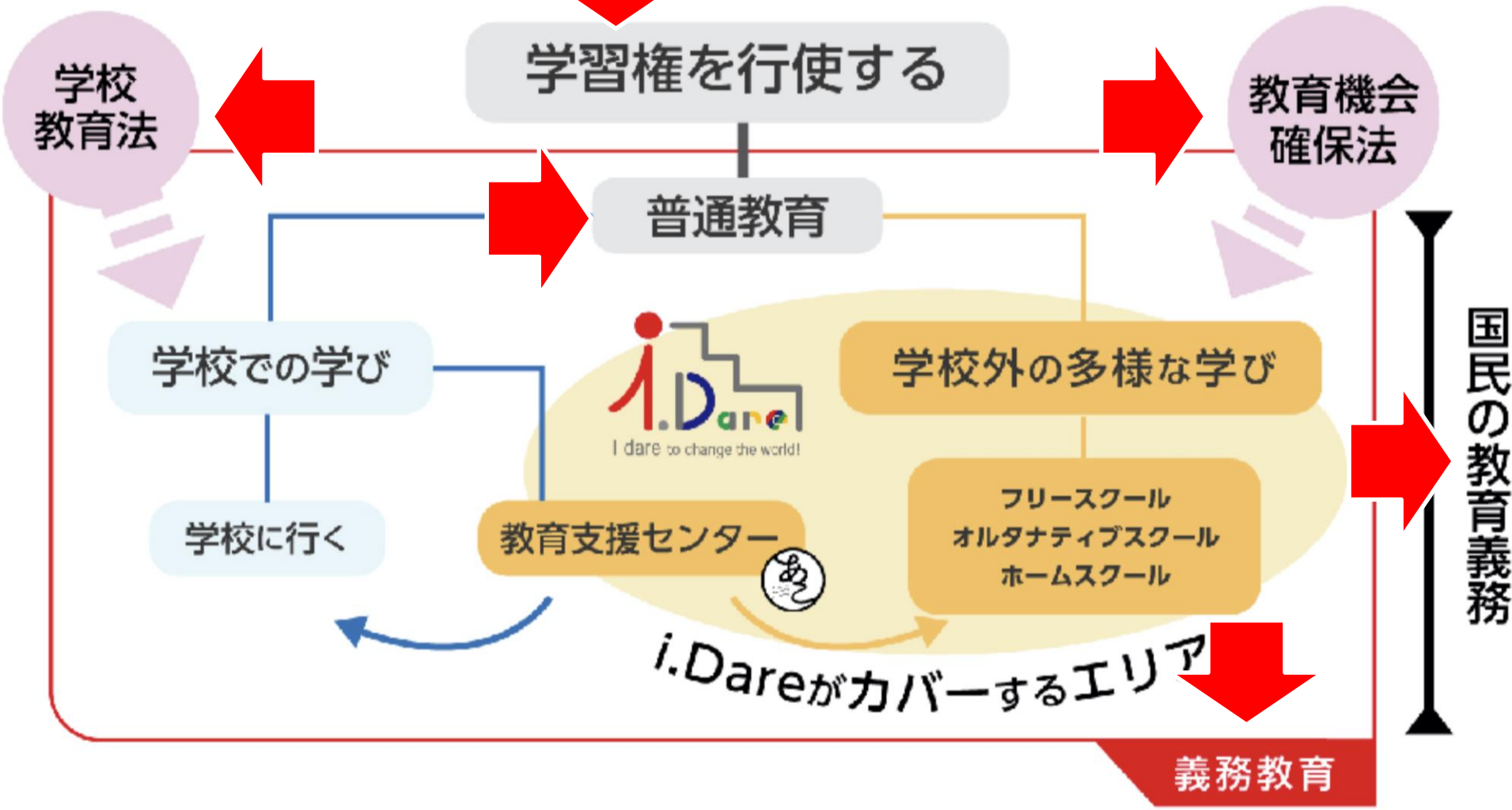
これからが凄く楽しみです！

ご指摘いただいている問題点と本日の説明内容

1. i.Dareの取組について、
関係者への事前の説明が不十分だった
▶▶ i.Dareの取組と教育支援センターについて
2. 2学期まで学校に通えていた児童が、
1月から学校へ行かずにi.Dareに行っている
▶▶ 不登校について
3. **学校でもi.Dareでも、子どもが自由に選べるなんて
おかしい**
▶▶ **義務教育、就学義務、教育機会確保法について**

i.Dareが目指すもの

すべてのひとに質の高い教育を～学習権が保障される土佐町へ～



義務教育に関する法令

- 日本国憲法第26条第1項 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく**教育を受ける権利**を有する。
- 日本国憲法第26条第2項 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に**普通教育を受けさせる義務**を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 教育基本法第5条第1項 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、**普通教育を受けさせる義務**を負う。
- 学校教育法第16条 保護者（中略）は、次条に定めるところにより、子に**九年の普通教育を受けさせる義務**を負う。
- 学校教育法第17条第1項 保護者は、子の**満六歳**に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、**満十二歳**に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に**就学させる義務**を負う。（以下略）
- 学校教育法第18条 前条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（中略）で、病弱、発育不完全その他**やむを得ない事由**のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては（中略）**義務を猶予又は免除することができる**。

義務教育に関する法令

- 日本国憲法第26条第1項 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく**教育を受ける権利**を有する。
- 日本国憲法第26条第2項 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護がなされるべき事項は、これを無償と
- 教育基本法第6条 法律の定めるところにより、子どもを
- 学校教育法第6条 法律の定めるところにより、子どもを
- 学校教育法第6条 法律の定めるところにより、子どもを
- 学校教育法第6条 法律の定めるところにより、子どもを
- 学校教育法第10条 前条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（中略）で、病弱、発育不完全その他**やむを得ない事由**のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては（中略）**義務を猶予又は免除することができる。**

就学義務

年齢主義

就学義務について

- **就学義務＝親が子どもを学校に通わせる義務**
保護者は学校で学びたいという子どもの意思を、例えば児童虐待や児童労働などによって妨げてはならないという義務。
ここでいう学校とは、**学校教育法第1条の学校**。
- 児童が7日以上出席せず、その他出席状況が良好でない場合で、**出席させないことに正当な理由がないときは、出席の督促、それに従わない場合には罰金が科せられる。**
- **子どもの人権の観点から、不登校は就学義務を履行しない「正当な理由」と解釈されている。**



大空は
明日へつづく

みんなの学校

出演:大空小学校のみんな

監督:真鍋俊永 ナレーション:豊田康雄 企画:迫川緑 プロデューサー:中尾雅彦 加藤康治 兼井孝之
撮影:大塚秋弘 撮影助手:堀貴人 編集:北山晃 編集協力:秦岳志 整音:中嶋泰成 音響効果:萩原隆之 題字:谷篤史
製作:関西テレビ放送 配給:東風

2014年 | 日本 | 106分 | BD・DCP | ドキュメンタリー © 関西テレビ放送

minna-movie.com

- 平成25年度 文化庁芸術祭賞 テレビドキュメント部門 大賞
- 2013年 日本民間放送連盟賞 報道番組部門 優秀賞
- 第9回 日本放送文化大賞 (準グランプリ)
- 第21回 坂田記念ジャーナリズム賞
- 第51回 ギャラクシー賞 テレビ部門 選奨
- 第67回 日本映画テレビ技術協会 映像技術賞
- 第33回 地方の時代映像祭 放送局部門 優秀賞

不登校も特別支援学級もない 同じ教室で一緒に学ぶ
ぶつうの公立小学校のみんなが笑顔になる挑戦

文部科学省特別選定

県内で2校目となる私立小学校「とき自
由学校」が1日、開校し、吾川郡いの町勝
賀瀬の同校で開校式と入学式が行われた。

(平野愛三)

「とき自由学校」開校

この後は校庭に場所を
移して入学式。児童入
場は、「ミュージックス
ターゲット」の掛け声で子ど
もたちが「おー」とクラ
自然を教育に生かす」と
抱負を述べた。

同校は学校法人「日吉
学園」(高知市鳥越)の理
事長で、同市内で病院な
どを経営する医療法人
「恕泉会」(同市塚ノ原)
の内田泰史理事長(75)が
構想。県内で私立小の誕
生は1957年4月の高
知小以来、62年ぶり。
体育館で行われた開校
式では内田理事長が「普
通の学校にあつてこの学
校にないもの。宿題、テ
スト、学年の壁、先生と
生徒の壁、教室の壁。何
もないが、自分で考えて
行動する自由がある」と
あいさつ。松原和広校長
(72)は「豊かな勝賀瀬の

いの町 1期生22人入学

理事長「考え行動する自由ある」



ウンドに走り込む「自由
学校」らしいスタイル。
「幸せなら手をたたこう」
の歌に合わせて歌ったり
ジャンプしたりと元気に
つばいの式典で、児童は
絵本の朗読に合わせ「初
めの学校、かなり最高
！」と歌声を響かせた。
体験活動を重視する教
育カリキュラムや学年に
こだわらない授業が同校
の特徴。高知市から長男
の優心君(6)「1年」を
通わせる小松麻里香さん
(41)は「受け身の教育よ
りも、子どもが自分から
学ぶ方が生きる力がつく
と思った」。昆虫が大好き
だという優心君は「学校
で虫をたくさん調べた
い」とやる気満々だった。

元気いっばいで入学式に臨
む児童(1日午後、いの町勝
賀瀬の「とき自由学校」)

年齢主義（課程修了、進級・卒業認定）について

- 日本の義務教育においては、**出席日数は進級・卒業認定の要件ではなく、課程修了・進級・卒業などは学校長の裁量によって認めることができる。**
(学校教育法施行規則)
- 制度的には学校に通学しなかった子どもを留年させたり、卒業を認めないことも可能である。
- しかしながら実態としては、日本の義務教育は決められた課程を習得できたかどうかではなく、年齢がいくつであるかを重視する「**年齢主義**」のため、**たとえ1日も出席しなかったとしても、卒業時の年齢になれば、学校長の判断により義務教育を修了したとみなされる措置が取られている。**

学校外での学びに関する法令等

- **教育機会確保法（平成28年12月14日）**
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律
- **不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）**
（令和元年10月25日）
 - 「**学校に登校する**」という結果のみを目標にしない
 - 教育支援センター、ICT、フリースクール等を活用した支援
 - 不登校が生じないような学校づくり
 - **学校外で学ぶ児童生徒の学習状況の把握と評価の工夫**
 - 教育支援センターの整備充実及び活用
 - **学校外で学ぶ児童生徒の指導要録上の出欠の取扱**

教育機会確保法

● 基本理念

1. **全児童生徒**が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、**学校における環境の確保**
2. **不登校児童生徒が行う多様な学習活動**の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
3. 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、**学校における環境の整備**
4. 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
5. **国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携**

教育機会確保法

- **国及び地方公共団体が講じるべき措置**
 1. **全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置**
 2. **教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置**
 3. **不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置**
 4. **学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置**
 5. **学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置**

i.Dareの位置付けの見直し・明確化（2/4時点）

義務教育、就学義務、教育機会確保法等の関係法令を踏まえ、文科省等とも協議を行った結果、以下の3点について確認した。

1. 学校教育が基本であり、i.Dareは学校を補完する取組であること
2. i.Dareは教育支援センターとしての位置付けを明確にし、学校へ行くことに課題を抱えている児童のみを対象とすること
3. 学校と連携して取組を進めること

2020年1月8日



i.Dareのご案内



i.Dare (アイデア) *は学校ではないもう一つの学習環境です

日本の全ての子どもは教育を受ける権利、学習権があります。教育は学校で受けるか、学校ではない場所で受けるかをひとりひとりが選択できます。

学校で学べることと、学校ではない場所で学べることは違います。どちらを学びたいですか？ 学校での学びも学校外での学びも、学習指導要領に準拠した「生きる力」を育むものです。それをどのような場所で、どのように学ぶかをひとりひとりが選択できます。

i.Dareは学校が少ししんどいと言うひとの選択肢でもあります。気軽に相談してください。

i.Dare問い合わせ先: NPO法人SOMA 0887-72-9307

i.Dare参加への流れ

1. 土佐町教育委員会に連絡 (0887-82-0483)
2. 当該児童・保護者とi.Dareの職員が面接
3. 参加の可否の判断

i.Dareの特徴

3-15歳の
年齢縦断型

ひとりひとりの
発達段階
を的確に把握

自己対話と
自己認識を促す
アート

発達段階に
合わせた
体育

自他認識の多様化
トリリンガル
環境

アントレ
プレナーシップ

i.Dareは学校がある平日8:30~15:30で開きます。
朝はその日にそれぞれ何をするかを決めます。
お昼ご飯はみんなで作って、みんなで食べます。
午後は再び自分の決めたことをやります、学びます、考えます。
時々、講師が来て、特別な活動をします。

学校とi.Dareはなにが違う？

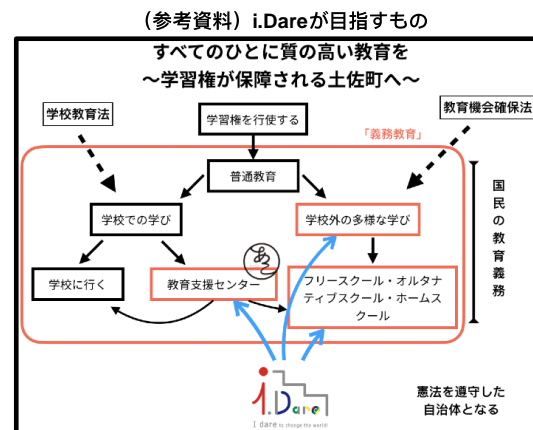
	学校	i.Dare
学習内容	学習指導要領準拠	
教科書	あり	なし
学習スタイル	みんなと同じペース	ひとりひとりに最適化
学年	学年ごと	学年縦断型
時間割	決められている	自分で作る
行事	学校行事	企画段階から児童が行う
食事	給食	給食(児童の調理実習あり、化学調味)
部活動	あり	児童の企画・計画による
卒業	どちらに通っても土佐町小中学校を卒業	

i.DareはNPO法人SOMAが運営する幼小中統合型個別最適・自立学習環境です。NPO法人SOMAに関しては法人ウェブサイトをご覧ください。



*i.Dareは教育支援センター機能を持つプログラムです(教育支援センターは文部科学省が各自治体に設置を推奨する学校ではない場所で教育を受ける権利を保障する機関です)

**SOMAは経済産業省「未来の教室」実証事業者に採択された団体で、i.Dareはその実証事業にあたります。



協力: 土佐町教育委員会



アイデア i.Dareのご案内



i.Dare* (アイデア)は 学校とともに歩むもう一つの学習環境です

日本の全てのこどもには教育を受ける権利、学習権があります。いまの日本の義務教育は学校教育が基本です。ただ、多様なひとりひとりが必ずしも学校という環境の中だけで自己実現ができるとは限りません。

i.Dareは教育支援センターとして、学校と連携しながら、全てのこどもの学習権を支えていきます。

i.Dareの1日

- i.Dareは学校がある平日8:30~15:30、あこで開きます。
- 毎日、ひとりひとりの状態や興味・関心にあった活動を行います。
- 集団活動として、お昼ご飯はみんなで作って、みんなで食べます。
- 個別最適化された学習や活動をとおして、さまざまな環境に順応できる心と体を育みます。



i.Dareの特徴

- 6-15歳
年齢縦断型
- ひとりひとりの発達段階に合わせた個別最適化プログラム
- 自己探求と自己表現を促すアート
- 発達段階に合わせた多言語環境
- アントレプレナーシップ

i.Dareの役割

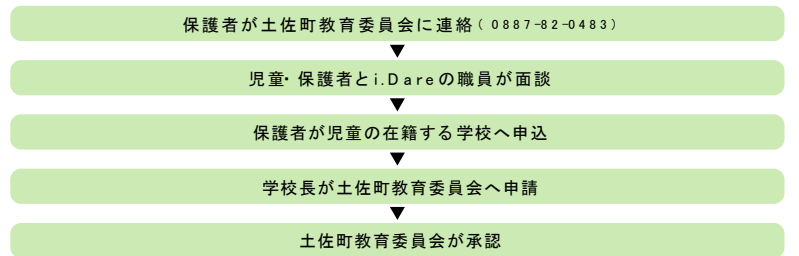
すべてのひとに質の高い教育を。
i.Dareは教育支援センターです。



i.Dareへの参加について

学校に行けなくなった、行かなくなった、学習で困難を抱えている、学校に行くものの教室に入れないなど、さまざまな理由で学校教育や学校生活に難しさを抱えている児童がいます。i.Dareでは、ひとりひとり状況の違うこどもに個別に寄り添いながら、そのらしさを失わずに個人としての活動、集団としての活動を自信をもって行えるよう支援をしていきます。

お子さんのi.Dareへの参加をご希望する場合の手順



i.DareはNPO法人SOMA**が運営する土佐町の教育支援センターです。

個別最適化された自立学習環境を提供します。

NPO法人SOMAに関しては法人ウェブサイトをご覧ください。https://www.nposoma.org



i.Dare問い合わせ先: 土佐町教育委員会 0887-82-0483

*i.Dareは教育支援センター機能を持つプログラムです。教育支援センターは文部科学省が各自治体に設置を推奨する、学校ではない場所で教育をうける権利を保障する機関です。
**SOMAは経済産業省「未来の教室」実証事業者に採択された団体で、i.Dareはその実証事業にあたります。

今後の取組について（2/25時点）

- 近日中に「土佐町教育支援センターのあり方検討委員会」を設置し、3月より検討を進めていく。検討委員会の意見を踏まえて、町としてどうしていくかもあらためて検討していく

委員(案)：小中学校長、小中PTA会長、土佐町議会議員、民児協会長、社協、学校応援団、教育委員、スクールソーシャルワーカー、i.Dare保護者

- 4月以降、町の教育支援センター事業の実施は予定していない
- 経済産業省としては、4月以降も引き続き「未来の教室」事業としてi.Dareの実証継続を検討中

最後に

今回、事前の説明不足で保護者や学校、そして地域の皆さんに多くの誤解と混乱を招いてしまった責任は、教育委員会としてももちろん感じています。本当に申し訳ありません。

ただ、今回の一番の当事者はi.Dareに通う子どもたちと、その保護者の皆さんです。

土佐町では、義務教育の年齢にある子供たちが行ける場所は学校しかありません。小学校低学年の子どもでも、「学校は行かないかん」ものと思っているでしょうし、ほとんどの親御さんも自分の子どもには「ちょっとくらい嫌なことがあっても我慢して学校へは行ってもらいたい」と思っているはずです。

学校を休んだら、その分をとり返すのはもっと大変でしょうし、そこでがんばらせることが、将来こどものためになることもあると思います。

ただ、前提として、学校は、嫌々、無理強いをしてまで行かせるべきところではないと思っていますし、実際に、その子どもがどこまでならがんばれるのか、無理ができるのかというのも、親でさえとても判断が難しいところだと思います。

最後に

自分の経験をもとにお話ししますが、何かの原因で学校へ行きたくなくなると、子どもの生活リズムも狂って、朝起きられなくなります。少しずつ遅刻や欠席が増えはじめ、それに慣れてくると、1ヶ月ほどであっという間に学校へ行けなくなることもあります。そうなってからでは遅いです。学校へ行きたくない理由を本人は誰にも話しません。もしわかったとしても、その原因は恐らく簡単には取り除けないものでしょう。

そうなると、周りにできることは休ませることと、改善しなければ、環境（学校）を変えることくらいしかありませんが、土佐町のような小さな町では、学校以外の学習環境はほとんどないのが現状です。

そんな土佐町で、1月からi.Dareへ行くことを選んだ子どもと保護者の皆さんには、そう決めるまでにも色んな不安や葛藤があったでしょうし、決して後先を考えずに安易な思いつきで選んだわけではないということは、容易に想像できると思います。

幸いなことに、i.Dareに通う大半の子どもたちには良い変化が見られている状況ですが、一方で、i.Dareの先行きについては子どもたちも保護者の皆さんも不安を感じています。

最後に

学校へ通うことに課題を抱えている子どもたちのために、町として、学校として、地域として、そして保護者として何ができるのか、検討委員会などを通じて関係者の皆さんとこれから一緒に考えていきたいと思います。

土佐町の子どもたちには、一時期に学校へ行けなかった、適応できなかった、たったそれだけのことを、大人になっても引きずるような人になってもらいたくはありません。

そのために、当事者である子どもたちを置いてきぼりにしないで、子どもの意思を尊重することを一番大切にしたいと思っています。

それは、何でも子どもの言いなりになるということではありません。

子どもたちが置かれている状況を冷静に把握し、私たち大人ができる手助けを、知恵を絞って一緒に考えていくということです。

そうすることで、子どもたちみんなが安心して過ごせる、行きたくなる、行ける学校作りが、また一歩前進すると信じています。

お問い合わせ先
土佐町教育委員会 担当：筒井

TEL 82-0483